

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

〈説明〉

消費税率8%への引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、社会保障経費の財源とし、その充当について予算の説明資料等においてあきらかにすることとされましたので、以下のとおり明示します。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 9,000千円

（歳出）

社会保障施策に要する経費 259,270千円

（単位：千円）

事業等	平成28年度 当初予算計 上額	事業費					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税収 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉費	社会福祉事業	9,188	1,650	0	0	304	7,234
	障害者福祉事業	19,725	8,118	0	0	888	10,719
	高齢者福祉事業	49,253	4,684	15,300	0	2,927	26,342
	児童福祉事業	60,790	27,012	2,500	8,350	822	22,106
	母子福祉事業	1,400	0	0		66	1,334
	その他社会福祉事業	6,134				287	5,847
		146,490	41,464	17,800	8,350	5,294	73,582
社会保険費	介護保険事業	33,790	132			1,582	32,076
	国民健康保険事業	11,937	3,346			559	8,032
	後期高齢者医療事業	8,400				393	8,007
		54,127	3,478	0	0	2,534	48,115
保健衛生費	健康増進対策事業	28,622	557	3,400	3,925	1,049	19,691
	疾病対策事業	20,075	1,249	0	250	27	18,549
	母子保健事業	9,956	0		0	96	9,860
		58,653	1,806	3,400	4,175	1,172	835
	259,270	46,748	21,200	12,525	9,000	122,532	

※1 地方消費税交付金（増収分）は、地方消費税交付金の平成28年度予算の17分の7に相当する額。

※2 事業費は、事務費及び人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）を除外しています。